

Q.1 募集要項では危険情報レベルが「レベル2」以上に該当する地域への留学は認めないとされていますが、応募時点で危険情報レベル2・3の国を留学計画に入れてもよいでしょうか。

令和3年度においては、応募申請時点での留学先の地域の危険レベル及び感染症危険レベルは問わずに、申請を受け付けます。ただし、派遣学生を決定する時点（10月下旬）及びそれ以降に「レベル2」以上となった場合や、所属学校等において派遣が認められない場合には、留学は認められません。

なお、レベル1以下の地域においても、日本からの渡航等に対する入国制限措置や入国に際しての条件や行動制限措置が取られている場合がありますので、十分に留意して準備を進めてください。

※本取り扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.2 留学を希望する国・地域では、現在日本からの入国が許可されていません。どうしたらいいでしょうか

令和3年度の応募申請においては、留学を希望する国・地域において、日本からの入国が認められているかどうかは問わずに、申請を受け付けます。ただし、実際の留学に向けては、入国に必要な査証やその手続きなどを適宜把握し、渡航可能になってから留学手続きがスムーズに行えるよう準備を進めてください。

Q.3 語学研修のみの留学計画は支援対象となりますか。

語学研修のみという計画では対象となりません。

Q.4 海外留学に関してオンライン環境下（日本国内で受講）での学修を含む計画で申請してよいですか。

当プログラムでは、海外での実体験や実活動を通じて、地域に貢献することを目的としています。そのため、オンライン環境下での受講等の、現地での実体験・実活動を伴わない計画は認められません。

※本取り扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.5 留学対象国（地域）が渡航可能にならなかった場合はどうなりますか。

令和3年度においては、派遣学生を決定する時点（10月下旬）及びそれ以降に、留学予定国（地域）の危険レベル及び感染症危険レベルが「レベル1」以下になっていない場合には、留学することができません。ただし、派遣学生決定後において危険レベルが上がって渡航できなくなった場合には、以下のとおりとします。

① 留学開始日を延期し、変更届を提出する （ただし、留学期間は14日以上3か月以内とし、留学開始の最終日は令和4年3月10日とし、3月31日までに留学を終了する計画とすること。）

② 留学計画を中止し、中止届を提出する

※本取り扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.6 合格決定後、最終的に留学対象国（地域）が渡航可能にならなかった場合のキャンセル料等の負担はどうなりますか

〔支給対象となるもの〕

- ・ 実際に行った事前インターンシップについて、交通費の実費相当額を支給します。

〔支給対象とならないもの〕

- ・ 航空券等にかかる費用（キャンセル料を含む）
- ・ 国内旅費・宿泊費（キャンセル料を含む）
- ・ 留学斡旋業者手数料・授業料等（キャンセル料を含む）

Q.7 入国制限措置等のための、一時待機にかかる費用はどうなりますか

令和3年度においては、待機要請期間の宿泊費等について領収書等の支払いの証憑をもって、奨学金等の内訳の「その他（授業料等）」（上限30万円）の対象経費とします。詳細についてはご相談ください。

Q.8 PCR検査等の経費は支払われますか

令和3年度においては、領収書等の支払いの証憑をもって、新型コロナウイルス感染症の影響により出入国に際し新たに発生する費用（PCR検査費用等）を「その他（授業料等）」（上限30万円）の対象経費の一部に含めることができます。

Q.9 令和2年度のトビタテ留学JAPAN地域人材コースに応募申請したのですが、採否結果が出る前に採用手続きが中止になりました。その時の応募者への優遇措置はありますか

前回の応募時点から海外派遣支援事業の制度が変わるとともに、留学先の状況も大きく変化しています。令和3年度の当プログラムへの申請を希望される際は、改めて留学計画をご検討いただき、新たに応募してください。

Q.10 令和3年度の海外派遣事業に合格したけれども、海外留学が可能にならない場合には、いつまで延期することができますか。次年度に繰り越すことはできますか

今年度の合格者においては、令和4年3月10日までに留学を開始し、3月31日までに留学を終了することとなっていますので、この条件を満たす範囲内で延期をすることができます。この期間中に留学できない状況の場合には留学を「中止」することになります。現時点においては、次年度への繰り越しはできません。

Q.11 応募申請時点で、保護者の同意は必要でしょうか

令和3年度に応募申請にあたっては、留学計画について保護者の同意を得ることを条件とします。また、合格し渡航することになった場合には、再度、保護者の同意を求めるとします。

Q.12 応募時点で留学受入機関との調整はどこまで必要ですか

令和3年度に応募申請においては、確認できる範囲で、渡航可能になった場合に、希望条件において受け入れが可能かどうか調整してください。受入機関への実際の申し込みは応募申請時点では不要です。とくに、留学斡旋業者等を介して調整する場合には、キャンセル料については自己負担となりますので、キャンセル料の発生について留意しながら進めてください。